

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については保険料免除期間となっており、納付事実が確認できない旨回答を受けた。

申立期間の国民年金保険料は、私の夫が夫婦二人分を一緒に納税組合を経由して毎月納付していた。

また、私の国民年金手帳には、国民年金印紙検認記録の年度が誰かの手によって書き換えられた形跡があるが、そのページに押されている検認印の年月日を見ると、申立期間の国民年金保険料を昭和 39 年に納付していたことは明らかである。

さらに、私の夫の国民年金手帳も同じように年度が書き換えられているが、納付記録は社会保険事務所（当時）で免除から納付済みに訂正されている。申立期間について、私の納付記録も夫と同じく国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳により、申立人の主張するとおり、国民年金印紙検認記録の年度が「39（年度）」から「40」に手書きで訂正されているものの、当該記録欄に押されている検認印はいずれも昭和 39 年度の日付であることが確認でき、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたものと考えられる。

また、申立人の夫の国民年金手帳等により、申立人とその夫は国民年金保険料を同一日に納付していたことが確認できるところ、その夫の国

民年金印紙検認記録の年度も申立人と同様に手書きで訂正されている上、申立期間の夫の国民年金記録は、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿では保険料免除期間とされているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では保険料納付済みとなっており、平成21年11月26日に申請免除から納付済みに訂正処理が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間①に勤務していたA社は、当時、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月1日から48年11月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を47年4月1日、資格喪失日に係る記録を48年11月21日とし、当該期間の標準報酬月額を、47年4月は7万2,000円、同年5月は6万4,000円、同年6月から同年9月までは7万2,000円、同年10月は6万8,000円、同年11月は7万2,000円、同年12月は6万4,000円、48年1月から同年10月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年11月21日まで
② 昭和49年1月7日から52年9月まで

社会保険事務所(当時)に、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、いずれも事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であると回答されたが納得できない。申立期間①は、A社に勤務しており、当時の給与明細書によると、その間において、厚生年金保険料を控除されている。また、申立期間②は、B社に勤務しており、申立期間当時の給与支払報告書3年分があり、それによると社会保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管している昭和47年3月から同年5月までの期間及び同年8月から48年1月までの期間の給料支払明細

書は、元同僚から提出されたものと書式及び記載方法等が一致しており、申立期間当時、当該事業所において発行されたものと認められるとともに、申立人が保管している48年分給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務し、申立期間のうち、47年4月から48年10月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、当該事業所は、「申立人の提出した給料支払明細書は、当社の発行したものではない。」と主張しているが、その根拠として当該事業所から提出された資料からは、当該主張を裏付けるものは見当たらない。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和41年11月16日付けで申立期間当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により任意適用事業所となっていることが確認でき、47年2月29日付けで、移転による社会保険事務所の管轄の変更を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度、任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和47年2月29日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、その後、49年3月8日に再取得している同僚13人に照会し、8人から回答があり、そのうち7人はいずれも継続して勤務していたとしており、そのうち6人は事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを知らなかったとしているほか、事業主から適用事業所ではなくなったことについての説明がなかったとする者が5人いることから判断すると、上記の被保険者の同意が無かったものと推認できる上、申立期間のうち、47年4月からは申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことからみても、当該事業所は、事業所移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくする意思は無かったものと考えられる。

以上のことから、当該期間は、当該事業所が、適用事業所ではない期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨に加え、当該期間においても、当該事業所は、上記同僚の供述のとおり事業活動を継続していたことから判断すると、当該期間に申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 11 月 21 日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったものと認められ、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する前記の給料支払明細書及び源泉徴収票から推認できる厚生年金保険の控除額から、昭和 47 年 4 月は 7 万 2,000 円、同年 5 月は 6 万 4,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 7 万 2,000 円、同年 10 月は 6 万 8,000 円、同年 11 月は 7 万 2,000 円、同年 12 月は 6 万 4,000 円、48 年 1 月から同年 10 月までは 6 万円とすることが妥当である。

また、昭和 47 年 6 月及び同年 7 月については、給料支払明細書は保管されていないものの、申立人の業務内容や勤務形態に変化はないと推認されるほか、同年 4 月から同年 12 月までの給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料は一定であることから、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、当該期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 4 月から 48 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 47 年 3 月については、申立人が保管している 48 年分給与所得の源泉徴収票から、厚生年金保険料は当月控除であることが推認できるところ、上記の給料支払明細書により、47 年 3 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が B 社に勤

務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 54 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、当該事業所は、平成 4 年 12 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚 3 人のうち 2 人は連絡先不明であり、一人からは回答を得ることはできなかったほか、当該事業所の元取締役 4 人に照会し、回答の得られた二人のうち一人は、「申立人を知らない。私自身は、厚生年金保険の適用事業所になる前は国民年金に加入していた。」とし、他の一人は、「申立人を知っているが、厚生年金保険の適用時期等については分からない。私の厚生年金保険の記録は昭和 54 年 7 月 1 日からで間違いはない。」と供述しており、申立期間当時の厚生年金保険の具体的な取扱いについて供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険との一部重複による記録訂正がなされるまでは、国民年金に加入し国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

その上、申立人が所持している昭和 50 年度から 52 年度までの給与支払報告書は、源泉徴収票と複写式になっている様式であることから、49 年分から 51 年分の源泉徴収票と考えられるところ、当該給与支払報告書に記載された社会保険料の金額は、当該給与支払報告書の支払総額から算出した当時の社会保険料等の合計額と大きく異なっていることから、当該給与支払報告書に記載された社会保険料の金額をもって、申立人の給与から事業主が厚生年金保険料を控除していたと推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで
厚生年金保険加入期間の確認をしたところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間当時、私はA社C支店が管轄するD営業所に勤務しており、昭和48年5月1日付けで同営業所がE支店に管轄が変更になったことに伴う同支店への転勤であり、継続して勤務していた。

この異動は管轄支店の変更によるものであり、昭和48年4月分の厚生年金保険料も給与から控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が昭和48年5月1日にA社C支店から同社E支店に異動し、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間にA社C支店から同社E支店に異動した元同僚から提出された申立期間の給与明細書によると、昭和48年4月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に、夫の赴任先より A 村（現在は、B 市）に帰り、「C 納税組合」の代表をしていた父親と母親、夫の勧めがあり国民年金に加入した。保険料の納付は大変だったが、将来必ず役に立つと信じ、「C 納税組合」に積立てをして納付した記憶がある。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母が、昭和 52 年 4 月頃に A 村の C 納税組合で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、61 年 5 月 29 日以降に払い出されている上、オンライン記録から、申立人は同年 4 月 1 日に初めて国民年金の第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人が加入したと主張している C 納税組合は、昭和 36 年 4 月 1 日に設立され現在も活動していることが確認できるものの、B 市では、「関係資料は保存年限を経過しているため現存しない。当時、国民年金保険料の集金が行われていたかは確認ができない。」などと回答している上、当該組合の現在の組合長等は、「当時のことは分からない。」としており、国民年金保険料の納付状況を確認することはできなかつた。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索を行ったが、申立期間において申立人の氏名は確認できず、申立人に対し、別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがわれない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から同年 12 月まで

私は、昭和 58 年 4 月に A 県から B 市へ転居した時に、厚生年金保険の資格を喪失していたことから、B 市役所へ行き、国民健康保険と国民年金の加入手続をしたことを覚えている。国民年金保険料の納付については具体的な記憶は無いが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 5 月の連休明けに B 市役所において国民年金の加入手続を行った。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及び氏名検索により確認したが、申立人に対し、基礎年金番号以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「B 市役所において、国民年金の加入手続と同時に国民健康保険の加入手続を行った。」と主張しているものの、B 市に照会したが、申立人の申立期間当時の国民健康保険の加入記録について確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料について、「金融機関の口座振替で納付した。」と主張しているものの、「納付書の発行元及び納付金額についての記憶が無い。」と供述している上、金融機関の普通預金通帳を所持していないことから、申立期間における保険料の具体的な納付状況を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの期間、同年4月から47年3月までの期間及び同年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から45年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで
③ 昭和47年4月から49年3月まで

私の国民年金の加入手続については母がA市で行ってくれたと思うが、その後、申立期間の国民年金保険料については、私が当時勤務していたB市C区のD店に集金に来ていた人に、同僚と一緒に確かに納付していた。当初、記録が未納であった申立期間直後の昭和49年4月から同年9月までの期間については、B市C区の領収書を所持していたため、E年金事務所において国民年金保険料納付済期間に訂正となった。申立期間①及び③については未納であることに、申立期間②は申請免除期間であることに納得いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「F県の学校を卒業後、B市C区にあるD店に勤務し、そのD店において集金に来ていた人に確かに国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月13日にA市で払い出されていることが確認でき、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、「転出 47.11.27G県B市C区」と記載されており、A市では、「その頃にB市C区に転出したとする記載である。」と述べていることから、申立期間①及び②については、勤務先のD店で集金により保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立期間①について、A市は当時、印紙検認方式であったこと

が確認できるところ、申立人が所持する昭和 44 年 7 月 21 日 E 社会保険事務所（当時）発行の年金手帳の昭和 44 年度の国民年金印紙検認記録欄及び国民年金印紙検認台紙が空欄のまま残されていることから、当該期間の国民年金保険料は納付されていなかったものと推認される。

さらに、申立期間②について、申請免除期間とされているところ、免除の承認は本人又は家族の免除申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

加えて、申立期間③について、申立人は、申立期間③の直後である昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料領収書 2 枚を所持していたことから、平成 22 年に当該期間について記録訂正されているものの、当該領収書を見ると、申立人の氏名と記号番号が手書きである上、領収年月日がそれぞれ「昭和 49 年 5 月 29 日」、「同年 8 月 24 日」とされており、申立人が所持する二冊の国民年金手帳のうち、G 県発行の国民年金手帳の発行年月日が「同年 8 月 27 日」とされていることを踏まえると、申立人は、同年 8 月頃に B 市 C 区において国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、その期間を納付するために作成された納付書であったものと推認され、それ以前の申立期間③について、B 市 C 区から納付書が発行されていたとは考え難い上、申立人は、それより前の期間の納付書の送付の有無については、「B 市 C 区から納付書が送られてきたことは無い。」と述べている。

このほか、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、亡き義父から、昭和37年4月から同年7月までの国民年金保険料を納めに行った同年7月24日に、「まとめて保険料を納めてきた。」と聞いており、当時、国民年金手帳の昭和36年度のページに押印されている割印を領収印とっていたので安心してた。しかし、今回、36年度の国民年金保険料が未納であることを知った。亡き義父から納めてきたと聞いていたので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金保険料は、義父から、昭和37年7月にまとめて納付してきたと聞いている。」「私の所持している国民年金手帳の昭和36年度のページに押されている割印を領収印とっていた。」と供述しているものの、申立人が所持している国民年金手帳の36年度国民年金印紙検認記録欄には、印紙検認印が押されていないことが確認できる上、当時の国民年金手帳への割印については、国民年金手帳の検認台紙は保険料の納付の有無に関わらず、年度が経過すれば契印を押して切り離す取扱いとされている。

また、申立期間の国民年金保険料については過年度納付によることとなるが、前述の国民年金手帳により、申立期間直後の申立人の昭和37年4月から同年7月までの保険料は同年7月24日に現年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付記録については、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民

年金被保険者名簿において未納で一致している上、当該期間については、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっている。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする義父は既に他界しており、保険料の納付状況について供述を得ることはできない上、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人及びその亡き義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月及び同年2月、14年4月から16年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月及び同年2月
② 平成14年4月から16年6月まで

私の国民年金は、平成9年1月24日から21年10月19日まで申請免除期間が153か月あるはずである。A市役所の指導の下に免除の手続をしていたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、申立人は、平成9年*月*日に20歳で国民年金に加入し、同年4月7日に、平成8年度及び9年度分の免除申請をしていることが確認でき、当時、免除期間の始期は申請のあった日の属する月前における直近の基準月（納期限が経過していない月）とされており、申立期間当時の国民年金保険料納期限は翌月末日であったことから、前記申請日に免除申請を行った場合には申立期間を免除期間とすることはできなかつたものと考えるのが自然である。

申立期間②については、オンライン記録により、申立人は、当該期間の直前である平成13年度にあつては平成13年5月29日に免除申請しているものの、平成14年度及び15年度分に係る免除申請記録は確認できない上、16年7月から17年6月までの期間にあつては16年8月1日に免除申請していることが確認できることから、平成16年度のうち、平成16年4月から6月までの国民年金保険料を免除することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②当時、申立人と同一世帯であつた父、母及び姉の家族三人共に、申立人と同様、当該期間の国民年金保険料が未納となつて

いる上、当該期間直後の平成16年7月からの保険料を申立人と同様に同年8月に免除申請していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料の免除申請が承認されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から同年7月1日まで
昭和24年4月1日にA社(26年10月、B社へ名称変更。現在は、C社。)に入社した。その後、27年2月1日にB社D支店へ転勤し、28年4月1日に本店へ転勤した。
申立期間において勤務しており、退職した覚えはない。厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和24年4月1日から62年6月6日まで、C社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社D支店は、昭和27年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所として確認できない。

また、申立人が一緒に転勤したとして名前を挙げた元同僚二人は、「申立人と一緒に転勤した。給与はD支店からもらっていたが、社会保険料の控除については覚えていない。」としており、この二人の元同僚も、申立人と同様に転勤元であるB社を昭和27年2月1日に資格喪失し、転勤先である同社D支店が新規適用となった同年7月1日に資格取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は無い。

さらに、B社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年7月1日に被保険者資格を取得した上記以外の元同僚11人のうち、連絡の取れた一人は、「私は、昭和27年4月にD支店に入社し、同年7月から厚生年金保険に加入したのは、覚えている。他のことは覚えていない。」と供述し

ており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて、具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、現在の事業主は、「関連資料が無いため、当時のB社において、厚生年金保険が適用となっていない支店に異動した従業員に係る厚生年金保険の取扱い、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出の有無、厚生年金保険料の控除及び納付については、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 26 日から 41 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 1 日から 40 年 2 月 26 日までA社に勤務していたが、同社の経営が悪化したことから、同日よりB社で仕事をし、確かに給与も受けていた。

当時の辞令、給与明細書等を全部処分したので、その内容を確認することができないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主、元同僚及び元社員の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主は、「当時の関係資料は無く、申立人の申立てどおりの届出を行ったかは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立期間当時のB社の元社員5人は、「申立人が、申立期間においてB社で勤務していたことは知っているが、厚生年金保険の加入については分からない。」とし、そのうち二人は、「昭和39年頃にA社が倒産したことにより、その影響を受けてB社の経営も悪化し、同年秋から40年頃にかけて同社の工場が閉鎖となり、多数の社員が解雇された経緯があった。申立人が同年2月に同社に雇用された時は、同社の経営が苦しい時なので、直ちに厚生年金に加入できなかったものと考えられる。」と供述しているところ、同社のオンライン記録により、厚生年金保険の新規適用日の昭和

39年5月1日から同年10月11日までに被保険者資格を取得した81人について調査したところ、同年12月20日で資格を喪失し40年3月2日に資格を再取得している被保険者が27人、39年12月20日の資格喪失後に他の会社へ勤務した被保険者は37人いることが確認できる。

さらに、申立期間前後に申立人と同様にA社からB社に勤務替えをしている元同僚二人も、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録に空白期間が見られることから、同社では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。